

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

ヘッジ会計ドラフト：リスク管理のより密接な反映

目次

- はじめに
- IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項を置換える理由
- ヘッジ手段
- ヘッジ対象
- ヘッジ会計を適用するための適格要件
- 適格ヘッジの会計処理
- ヘッジ関係の修正と中止
- ヘッジ会計の使用ではない、公正価値オプションの拡大
- 開示および経過措置

要点

国際会計基準審議会 (IASB) は、国際財務報告基準 (IFRS) 第 9 号の一部を構成する予定の新たなヘッジ会計のガイダンスに関するドラフトを公表した。このドラフトは、2010 年 12 月に公表された公開草案に続くものであり、ガイダンスは来年の早い時期に最終化される可能性が高い。

本ドラフトにはヘッジ会計に関する要求事項の修正が含まれており、この修正は、非常に厳格であり、リスク管理方針を反映することができないと考えられることが多かった IAS 第 39 号に対する批判に対応して行われた。

①キャッシュ・フロー・ヘッジ②公正価値ヘッジおよび③純投資ヘッジの3種類のヘッジ会計が維持されている。しかし、ヘッジ会計が適格となる取引の種類に重要な変更が行われ、特に、ヘッジ会計が適格となる非金融商品についてリスクが拡大された。

先渡契約およびデリバティブ・オプションがヘッジ会計の関係にある場合の会計処理方法の変更は、IAS 第 39 号と比較して損益の変動性を低減するため、一定の企業にとっては魅力的なものとなるであろう。

さらに、有効性テストが見直され、「経済的関係 (economic relationship)」の原則に置き換わった。ヘッジの有効性の遡及的な判定 (retrospective assessment) は、もはや要求されない。

新たな会計処理の要求事項の柔軟性は、企業のリスク管理活動に対する開示要求の拡大によりバランスがとられている。

付属されている「結論の根拠」は、新たなガイダンスと IAS 第 39 号との間の相違に関する広範な説明を含むために、非常に詳細なものとなっている。

IAS 第 39 号から変更されていない点

- ヘッジ会計の適用は、依然として強制ではなく選択のみである。
- IAS 第 39 号の用語(ヘッジ対象、ヘッジ手段、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、ヘッジの非有効部分等)は、多くの場合、維持されている。
- 公正価値、キャッシュ・フローおよび純投資のヘッジ会計の方法に変更はない。
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した持分投資のヘッジに関するヘッジ非有効部分を除き、すべてのヘッジの非有効部分は損益に認識される。
- キャッシュ・フロー・ヘッジに関する非有効部分の認識金額を決定するための方法(「低価テスト(lower of test)」として知られる)は、変更されていない。
- 売建オプションを使用するヘッジ会計は一般的に禁止されることに変更はない。

より広範なプロジェクト

ヘッジ会計に関する要求事項は、IAS 第 39 号置換プロジェクトの第 3 フェーズを構成するものである。

第 1 フェーズは分類および測定で、IFRS 第 9 号を新設し、2009 年と 2010 年に完了した。

償却原価資産の減損に関する第 2 フェーズはまだ完了していない。審議会が各フェーズを完了するごとに、新たな要求事項が IFRS 第 9 号に組み込まれる。

(※1)IASB は、ポートフォリオ・ヘッジ会計モデル(「マクロヘッジ」とも呼ばれる)について未だ審議中であり、ディスカッション・ペーパーは、2012 年中に公表される予定である。

はじめに

2012 年 9 月 7 日に、IASB は、最終的には IFRS 第 9 号「金融商品」の一部として IAS 第 39 号「金融商品: 認識および測定」を置き換えるヘッジ会計に関する要求事項のドラフト(以下、「本ドラフト」)を公表した。

本ドラフトは、2010 年 12 月に公表された公開草案(ED)に続くものであり、IASB が「一般的なヘッジ(general hedge)会計モデル」と呼ぶヘッジ会計だけをその対象としている(※1)。

IASB は、2012 年末までに最終基準書を公表する予定である。最終基準書を直接公表するのではなく(最終基準書は通常、ED ステージの次に公表されるものである)、ドラフトを公表する目的は、以下のとおりである。

- 関係者に本提案を再検討し、IASB にフィードバックを提供する機会を提供する
- 米国の基準設定主体である財務会計基準審議会(FASB)に、本提案を検討する機会を提供する
- IASB が追加的なアウトリーチを行うことができるようにする

ドラフトの公表という中間的なステップが、提案に実質的な変更をもたらすことは予定されていない。しかし、実際問題として、次に起こることは、IASB が受取ったフィードバックや、FASB が IASB の要求事項とのコンバージェンスの観点から検討する可能性のある将来の行動次第である。

最終基準書化の際は、本基準書は 2015 年 1 月 1 日から強制適用される予定であり、早期適用は認められる。

IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の要求事項を置換える理由

従来から、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項には、企業のリスク管理活動と結びつかない多数の規定があるという批判が一部よりなされてきた。IAS 第 39 号における複雑なルールは、企業がヘッジ会計を適用することを困難にするだけでなく、企業がヘッジ会計を適用した結果を、企業のビジネスやリスク管理活動の観点から説明することをも困難にしていた。この溝は、IAS 第 39 号がヘッジ会計を、企業のリスク管理方法を描写する手段としてではなく、IFRSs の通常の認識および測定 of 要求事項からの例外として取扱っていることを理由とする。まさしく、このことこそ、IASB がヘッジ会計のドラフトで対処しようとすることである。

IASB は、ヘッジ会計は、企業が自らのリスク管理活動を伝達する手段でなければならぬということを決めた。言い換えれば、ヘッジ会計の任務は、ヘッジ手段(通常はデリバティブ)の目的及び効果、さらに当該ヘッジ手段がリスク管理のためにどのように利用されているのかを伝達することにある。しかし、ヘッジ会計は引続き任意であり、通常の会計の要求事項の例外となる。

以下のセクションでは、IAS 第 39 号モデルからの主要な変更点の概要を簡単に説明している。必要に応じて、2010 年 12 月に公表された ED の提案に対して、審議会が行った主要な変更のうちいくつかについても強調している。

ヘッジ手段

ヘッジ手段の適格性

ヘッジ手段のヘッジ会計の適格性に関する規定への唯一の変更点は、損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品が含まれるようになったことである。

IAS 第 39 号では、非デリバティブ金融商品(例えば、外貨建借入金)を外国為替リスクのヘッジのために使用することができるとする唯一の例外を除き、ヘッジ手段はデリバティブの定義を満たすものに限定される。新しいモデルでは、IASB は、適格要件について、金融商品がデリバティブであるか、または非デリバティブであるかということに焦点を当てず、金融商品が損益を通じて公正価値で測定されるかどうかに焦点を当てることを決定した。

実務においては、経済的なヘッジ目的で使用される、損益を通じて公正価値で測定される(FVTPL)非デリバティブの例は限られている。しかし、このようなシナリオも、例えば、企業がコモディティ連動金融商品に投資するファンドに対する投資を使用し、当該投資をコモディティの予定仕入に係る価格リスクのヘッジとして使用する場合に生じる可能性がある。

ヘッジ手段に関する変更の大部分は、ヘッジ手段の会計処理方法に関連するものであり、特にオプションと先渡取引の会計処理に関連するものである。

オプションの時間的価値の会計処理

IAS 第 39 号では、オプションでヘッジ会計を行う企業は、通常、オプションの時間的価値部分の公正価値変動を損益に認識する。これは利益の変動につな

がる可能性がある。しかし、リスク管理は、オプションの時間的価値（通常、開始時点で支払われたプレミアムに相当）を一般的にヘッジのコストと考えている。言い換えれば、価格の不利な変動から企業を防御するために生じたコストである。

したがって、IASB は、指定されていないオプション契約の時間的価値は、公正価値ベースではなく、コスト・ベースで損益に会計処理するべきであることを決定した。それゆえ、この会計処理は、損益の変動性に及ぼす影響を小さくする。時間的価値の会計処理は、2 段階のプロセス（いくつかの点で、キャッシュフローヘッジ会計の方法に類似する）で考えることができる。

最初のステップでは、オプション契約の時間的価値部分の公正価値変動を、ヘッジ期間にわたり、（その時間的価値がヘッジ対象に関連している範囲で）その他の包括利益(OCI)で繰延べる。

2 つ目のステップでは、資本から損益に金額を組替える。しかし、この組替の基礎は、次のいずれかのヘッジ対象の区分に依存する。

- 「取引に関連した(transaction related)」ヘッジ対象（例えば、予定「取引」のヘッジなど）
- 「期間に関連した(period related)」ヘッジ対象（例えば、一定の「期間にわたる」棚卸資産などの既存項目のヘッジ）

(※2)または公正価値ヘッジ会計が適用される確定約定(firm commitment)となる場合

「取引に関連した」ヘッジ対象に関しては、その他の包括利益で繰延べられた公正価値の累積変動額は、ヘッジ対象と同時期に損益に認識される。ヘッジ対象が最初に非金融資産または非金融負債の認識を生じさせる場合(※2)、資本内の金額は、財政状態計算書において組替えられ、ヘッジ対象の当初の取得原価の一部として認識される。この金額は、ヘッジ項目の通常の会計処理に従って、ヘッジ項目が損益に影響を与えるのと同時期に損益に認識する。

(※3)これは、ヘッジ対象項目と一致する条件を有する仮想オプションを参照して決定される。

「期間に関連した」ヘッジ対象に関しては、資本で繰延べられた金額の組替は異なるものとなる。オプション・コストを特定の取引に対応させるのではなく、ヘッジ対象に係るオプションの当初の時間的価値の金額(※3)は、ヘッジ関係の期間にわたって、合理的な基準（おそらく定額法になると思われる）で償却する。

フォワード・ポイント

オプションの時間的価値の会計処理を変更する IASB の提案に対応して、多くの関係者が IASB に対して、直物要素がヘッジにおいて指定される場合の先渡契約のフォワード・ポイントに関する会計処理に、同様のアプローチを検討するよう要請した。IAS 第 39 号では、直物部分だけをヘッジに指定する場合には、フォワード・ポイントは、公正価値ベースで損益に認識され、損益の変動性を生じさせる。企業が先渡契約の直物要素だけを指定する可能性のある例としては、先渡契約が棚卸資産などの既存の資産をヘッジするために使用され、当該既存の資産が、先渡レートリスクには晒されていないが、直物価格の変動に晒されている場合があげられる。

コメント提出者からの要請について議論した後、IASB は、オプションの時間的価値の会計処理とは異なり、会計処理を要求事項ではなく選択肢とするフォワード・ポイントの代替的な会計処理を提供することで合意した。適用された場合には、当該会計処理は、上述した「期間に関連した」ヘッジ対象をヘッジする際のオプションの時間的価値の会計処理と類似したものとなる。すなわち、フォワード・ポイントの公正価値変動は OCI において繰延べられ、合理的な基礎に基づき、ヘッジ期間にわたり損益に組替えられる。

フォワード・ポイントの会計処理については、IASB は、「取引関連」と「期間関連」の区別を設けていない。これは、企業が先渡レートを指定することにより取引に関連したヘッジ対象と同等の会計上の結果を達成することが可能であるためである。

ヘッジ対象

IASB は、ヘッジ会計に適切な項目の種類と、ヘッジ対象の指定方法について大幅な変更を行った。これらの変更のうち、最も重要なものは以下で取り扱う。

リスク要素(risk components)のヘッジ

IAS 第 39 号では、リスクが独立に識別可能で信頼性をもって測定可能である場合には、企業は金融商品項目の特定のリスク(またはリスク要素)をヘッジすることができる。リスク要素のヘッジは、しばしば「一部ヘッジ(hedging portions)」と呼ばれる。例えば、債券の金利リスクは通常、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であるため、多くの場合、適切なリスク要素または一部となる。しかし、IAS 第 39 号では、企業は、すべてのリスクまたは外国為替リスクに対してだけ非金融商品項目をヘッジすることができる。その他のリスク要素またはリスク部分をヘッジ対象とすることは認められない。

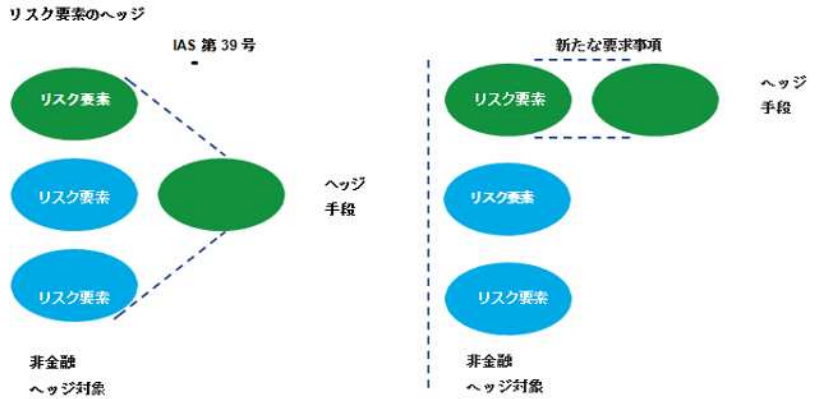
IAS 第 39 号は、適切なリスクの種類を限定しているため、非金融商品項目をヘッジする際、企業は非金融商品項目についてヘッジ会計を適用することができないことがあったり、企業が特定のリスクを管理する方法とは反する形でヘッジ対象項目を指定することが余儀なくされていた。

本ドラフトはリスク要素の適格性を、要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である場合には、非金融商品項目を包含するように拡張している。その結果、企業は、IAS 第 39 号では認められていない非金融商品項目のリスク要素に対してヘッジ会計を適用することができる。

リスク要素が独立に識別可能といえるためには、リスク要素が必ずしも契約上明示されている必要がないということは注目に値する。しかし、リスク要素が契約上明示されない場合、市場価格の一部を識別可能で測定可能なリスク要素へと分離することは、より困難になる可能性がある。特に、リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であるかを決定するために、企業が、市場参加者の特定の非金融商品項目に対する価格設定方法(すなわち、市場構造)を分析することは企業にとって非常に困難である。

その一例は、ジェット燃料の価格リスクに、特定のベンチマーク原油価格のリスク要素が含まれるかどうかを決定することである。

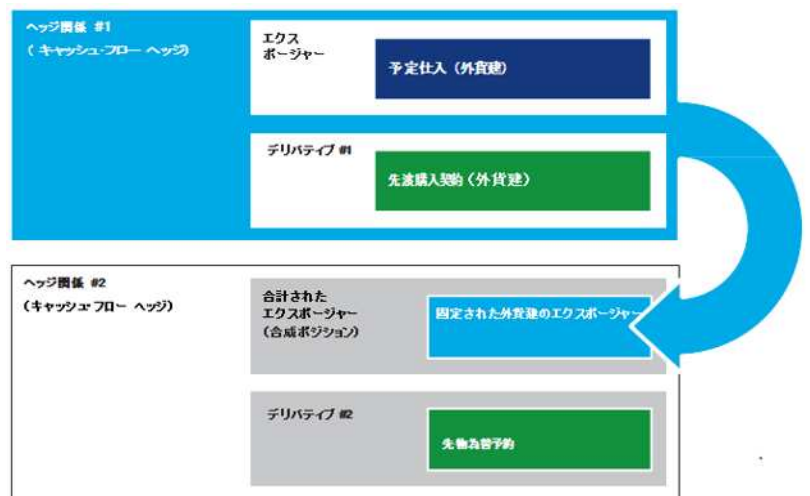
ヘッジリスク要素



デリバティブを含むヘッジ項目(または合成ポジション)

本ドラフトでは、デリバティブを含む合計されたエクスポージャー (aggregated exposure) を、適格なヘッジ対象として認めている。IAS 第 39 号はデリバティブをヘッジ対象とすることを明確に禁止しているの、これは IAS 第 39 号に対する変更である。これは、デリバティブを含むリスク・エクスポージャーを管理している企業にとっては、実務上困難な問題への挑戦になることがわかっていった。

次の例を考えてみる。企業は、外貨 (FC) 建のコモディティの予定仕入を行う必要性を有している。企業は、単位あたりの価格を FC100 に固定する純額決済の先渡契約を締結することで、前もってそれから 2 年間、FC 建の商品の価格リスクを管理するかもしれない。1 年後、当該企業は、予定仕入とコモディティ・デリバティブの組合せ上に生じる外国為替リスクをヘッジしたいと考えた (すなわち、単位あたり FC100 での商品の購入に係る為替エクスポージャーの合計または総計)。ドラフトでは、合計されたエクスポージャーをヘッジ会計関係において (ヘッジ対象として) 指定することを認めている。



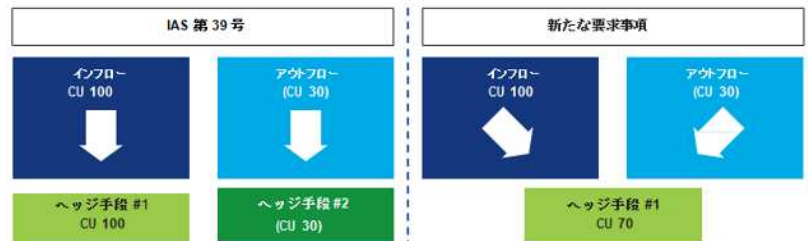
グループおよびネット・ポジション

リスク・エクスポージャーを効果的にヘッジするために、リスク管理戦略は、多くの場合、集約されたポートフォリオに基づいてリスクを分析する。このアプローチは、企業が、例えば、相殺しあうデリバティブにより個々のエクスポージャーをヘッジするのではなく、自然に相殺しあうリスク・ポジションを利用することを可能にする。

IAS 第39号は、ヘッジ対象のグループまたはネット・ポジションの適用を制限している。そのため、場合によっては、ヘッジ会計が達成できず、リスク管理目的と整合しない会計上の結果をもたらす。

EDにおいて、IASBは、グループが個々に適格なヘッジ対象から構成されており、グループ内のヘッジ対象がリスク管理目的のために一緒に管理されている場合には、ヘッジ対象のグループ(例えば、資産グループ)及びネット・ポジション(例えば、資産と負債の純額、または予定売上と購入額の純額)をグループとして集的にヘッジすることができることを提案した。特に、ネット・ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジについては追加的な制限があり、ヘッジされているリスクに晒されるグループの相殺しあうキャッシュ・フローが同一の報告期間に、かつ、その報告期間にのみ損益に影響することを要求している。この制限は、この制限を行わない場合に、単一のヘッジ手段に係る利得または損失をグロスアップし、異なる期間に認識することにより生じるであろう会計上の不整合を回避することを意図していた。しかし、多くの人は、この制限が企業のリスク管理方法に沿っていないと考え、強い批判を招いた。受取ったフィードバックを踏まえ、IASBは、最終的な提案からこの制限を削除した。しかし、ネット・ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジの使用を限定するため、(ネット・ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジは)為替リスクに対してだけ認められる。

外貨為替リスクに係るネット・ポジションのキャッシュ・フロー・ヘッジ



その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した持分投資

IFRS 第9号が2009年11月に公表された時、IFRS 第9号は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定するカテゴリー(FVTOCI)」を導入した。この分類のもとでは、投資に係る受取配当を除くすべての公正価値変動は恒久的に(資本の部の他の項目に組替しない場合)OCIに直接認識される。公正価値変動は、損益に影響を及ぼさないため、IASBは、EDにおいて、これらの持分投資は、ヘッジ対象として適格とすべきではないと提案していた。

しかし、IASBはこの提案に関して多くの支持を受けることはなかった。なぜなら多くの企業は、会計上の分類に関係なく持分投資の市場リスクを管理しているためである。

再審議を経て、IASBはこれら持分投資の会計上の分類にかかわらず、リスク管理活動を反映させることを認めた。IASBは、これらの持分投資に係るすべての公正価値変動がOCIに認識されるため、いかなるヘッジ非有効部分もまたOCIに認識すべきであることを決定した。その結果、有効なヘッジおよび非有効なヘッジの双方に関して、公正価値変動はOCIに認識され、損益には認識されることはない。

ヘッジ会計を適用するための適格要件

ドラフトは、IAS第39号と比較して、ヘッジの有効性判定に関する要求事項を見直している。これらの変更は、今日のIAS第39号のヘッジ会計に関する要求事項について多くの者が主要な問題の1つであると考えられる重要な変更である。

ヘッジ有効性判定の目的

IAS第39号でヘッジ会計が適格であるためには、ヘッジが事前の予想と過去の実績の双方において非常に有効である必要がある。「非常に有効である (highly effective)」という用語は、「ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動」と「ヘッジ手段の公正価値変動またはキャッシュ・フローの変動」との間の相殺の程度について言及する用語である。IAS第39号は、相殺が80%から125%の範囲内である場合に、ヘッジが非常に有効であると定義している。これは、企業がヘッジ会計の要件を充足することを望む場合には、相殺がこの範囲内にあるということを証明する数値上の有効性テストを行う必要があるということである。

これらの要求事項は(企業にとって)負担となり、リスク管理活動に沿うものではなく、(ヘッジの経済的実質の分解ではない)テクニカル的な失敗に対して脆弱であると考えられている。さらに、80%から125%という「会計ベースの閾値」によりヘッジ会計が認められない場合には、企業のリスク管理戦略を説明することは困難となる。

その結果、IASBは、リスク管理アプローチに沿わない可能性のある特定の相殺の閾値を避け、IAS第39号における適格要件をより原則ベースの要件に置き換えることを決定した。

ヘッジ会計の要件を満たす新たな有効性の要求事項は以下のとおりである。

- ヘッジ手段とヘッジ対象との間に「経済的関係」が存在しなければならない
- 「信用リスク」の影響は、経済的関係から生じる価値変動に「優位を占めてはならない」

- 「ヘッジ比率(hedge ration)」は、ヘッジ対象の実際数量をヘッジするために使用されたヘッジ手段の「実際数量」を反映するものでなければならない。

「経済的関係」および「ヘッジ比率」の定量的評価および定性的評価

新たな有効性判定に関する制度では、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係が存在するかどうかを決定するための判断が要求される。この判断は、ヘッジ関係の複雑性に応じて、経済的関係の定性的評価または定量的評価に裏付けられる必要がある。

例えば、ヘッジ手段およびヘッジ対象の重要な条件(時期、金額、利率など)が一致している場合には、経済的関係が存在していると結論付けるのに定性的分析だけで十分であるかもしれない。しかし、重要なベース・リスクを伴う手段を使用してヘッジ対象をヘッジする企業について考えてみる。(この場合)経済的関係を証明するためには、数値的評価が必要となる場合がある。このようなケースでは、当該評価は、ヘッジ手段の適合性を評価するために、リスク管理プロセスの一環として既に実行されている場合があることが予想される。場合によっては、数値的評価は、ヘッジ関係に使用されるヘッジ比率を支持するために要求される場合もある。

本ドラフトでは、ヘッジの有効性判定を将来に向かって実行することだけを要求しており、すなわち、ヘッジ関係が今後有効であると期待されるかどうかの判断が要求されている。これは、IAS第39号で現在要求されている遡及的な有効性判定の負担を取り除き、ヘッジ会計が将来期間に失敗するかどうかの不確実性を除去する。しかしヘッジの非有効部分は、依然として各報告期間の末日時点で測定し認識しなければならないことに留意するべきである。

適格ヘッジの会計処理

IAS 第 39 号と同様、ドラフトでは引き続き会計処理を 3 つに区分している。

- キャッシュ・フロー・ヘッジ会計
- 公正価値ヘッジ会計
- 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(※4)

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計とベース・アジャストメント

IAS 第 39 号から変更されたキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の側面は 1 つだけである。この変更は、一般的に「ベース・アジャストメント(basis adjustment)」と呼ばれるものに関連している。非金融商品項目の認識をもたらす予定取引をヘッジする場合、「ベース・アジャストメント」とは、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金(cash flow hedge reserve)に累積されていた金額を除去し、それらを認識された非金融商品項目の一部として計上することを意味する。IAS39号では、このようなヘッジに対するベース・アジャストメントの適用は選択であった(代替的な会計処理は、繰延利得または損失を剰余金に保持し、ヘッジ対象が損益に影響を与えるときに、損益に振替える)。ベース・アジャストメントは、

(※4) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジに関するヘッジ会計の方法は変更されていない。

キャッシュ・フロー・ヘッジにおける予定取引が、その後において公正価値ヘッジが適用される確定約定 (firm commitment) となった場合にも適用される。

本ドラフトは、IAS 第 39 号に存在するベシス・アジャストメントの選択を除去した。その代わりに、キャッシュ・フロー・ヘッジにおける予定取引が非金融商品項目の認識をもたらす場合には、企業は、ベシス・アジャストメントの適用が「要求」される。

公正価値ヘッジ会計

IASB は当初、公正価値ヘッジ会計を除去し、すべてのヘッジについてキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を使用して会計処理することを要求していたにもかかわらず、ドラフトにおける最終的な見解は、公正価値ヘッジ会計に関する現行の IAS 第 39 号の方法を維持するものになっている。この見解は、公正価値ヘッジにキャッシュ・フロー・ヘッジの方法を適用することによる資本の変動性について反対された。利得および損失をその他包括利益 (OCI) で表示することにより公正価値ヘッジの表示を変更する ED の提案も、支持を得られず削除された。これにより公正価値ヘッジ会計は、引続き見慣れた領域 (familiar territory) となる。

ヘッジ関係の修正と中止

ヘッジ関係の修正 (「バランス再調整 (rebalancing)」)

IAS 第 39 号では、ヘッジ関係に対する変更は、通常、企業に対してヘッジ会計を中止し、望んだ変更を伴う新たなヘッジ関係を再出発させることを要求する。

しかしリスク管理目的のために、ヘッジ関係は状況変化に応じて調整されることがある。例えば、企業が外貨 A に対するエクスポージャーを、外貨 B を参照する為替デリバティブを使用してヘッジしているとする。通貨 A および通貨 B は連動 (peg) している (すなわち、両者の為替レートが中央銀行その他の当局の設定した帯域内または為替レートに維持されている)。通貨 A と通貨 B との間で連動する為替レートが新たな帯域またはレートへ変更された場合、当該ヘッジは、エクスポージャーをヘッジするために必要となるヘッジ手段の量を再調整するように、リスク管理目的のために調整される可能性がある。IAS 第 39 号では、このようなヘッジ関係における変更は、当初のヘッジ関係全体の指定の取消し (de-designation) および中止 (discontinuation) を生じさせる。企業が、ヘッジ会計を引き続き適用することを望む場合、新たなヘッジ関係が開始することになる。これにより、ヘッジのリスク管理目的に整合しないヘッジ非有効部分が生じる可能性がある (例えば、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象を測定するために、仮想デリバティブをリセットすることによって生じる非有効部分)。

その結果、IASB は、(ヘッジ関係の) 開始後に、ヘッジ関係全体の中止を強制することなく、継続するヘッジ関係の一部としてヘッジ関係に一定の変更を加えることを認めている。

ヘッジ関係の中止

IAS 第 39 号では、ヘッジ関係は以下の場合に中止される。

- ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合
- キャッシュ・フロー・ヘッジに関して、ヘッジされた予定取引の発生がもはや見込まれない場合
- ヘッジがヘッジ会計の要件をもはや満たしていない場合
- 企業が指定を取消し、または修正した場合

これらヘッジ会計の中止に関する要件のうち最初の 3 つは、ヘッジ会計のドラフトに持ち越された。しかし、IASB は、ヘッジ関係に関してリスク管理目的が変更されていない場合、企業がヘッジ会計を任意に中止することは適切ではないと考えた。したがって、IASB は、企業がヘッジ会計の指定を任意に取消すことができる能力を除去した。これは、企業がヘッジ会計を適用することを選択する場合、企業は、ヘッジ関係のリスク管理目的が変更されるか、ヘッジが失効するか、またはもはや適格性を有さなくなるまでヘッジ会計を中止することができないことを意味する。

ヘッジ会計の使用ではない、公正価値オプションの拡大

信用リスクのヘッジ

多くの企業は、融資活動から生じる信用リスク・エクスポージャーを管理するためにクレジット・デリバティブを使用している。しかし、IAS第39号および新たな提案は、金融商品項目（例えば、負債証券またはローン・コミットメント）の信用リスク部分をヘッジするためには、（その他のリスク部分と同様に）信用リスク部分が独立で識別可能で信頼性をもって測定可能であることを要求している。しかし実務において、これは企業にとって非常に困難な問題となる可能性がある。したがって、IASBはその他の代替的なアプローチを検討した。

本ドラフトは、信用エクスポージャー（例えば、債券、貸出金またはローン・コミットメント）がクレジット・デリバティブ（例えば、クレジット・デフォルト・スワップ）でヘッジされ、一定の条件が満たされた場合（すなわち、信用デリバティブに従って引き渡される金融商品の名称および優先順位がヘッジされる信用エクスポージャーと一致している）、信用エクスポージャーの会計処理に関して、企業に損益を通じて公正価値で測定する会計処理を選択すること（公正価値オプション）を認めている。これは以下の会計処理を認めるものである。

- 当初認識時またはその後の認識時に、損益を通じて公正価値で測定する選択をすること（その後の認識の場合には、その時点の帳簿価額と公正価値との間の差額は、直ちに損益に認識する）
- （名目金額の全体ではなく）名目金額の構成要素を指定すること

「自己使用(own use)」の非金融商品項目の売買契約のヘッジ

「自己使用(own use)」の要件を満たす一定の非金融商品項目の売買契約は、IAS第39号の範囲外であり、通常の販売契約または購入契約として扱われるためデリバティブ会計の対象とならない。典型例は、販売目的で財を製造するために企業が使用するコモディティの購入である。

例えばコモディティ・プロセッサーなどのある種の企業は、公正価値で測定される商品在庫およびデリバティブによって、自らの非金融商品の売買契約の経済的なリスクエクスポージャーについてヘッジしている。売買契約のいくつかは、財政状態計算書に認識されない場合があるので、これは会計上のミスマッチにつながる可能性がある。これらの企業が締結する多数の取引およびネット・エクスポージャーが絶え間なく変化しているため、現在、ヘッジ会計は煩雑なものとなっており、これらの取引を会計処理する方法としては非現実的な場合がある。

ヘッジ会計の必要性を低減するため、ドラフトは、IFRS第9号の公正価値オプションを「自己使用」の例外を満たす契約にまで拡張しているが、それが認められるのは会計上のミスマッチを除去または大幅に削減する場合である。

本ドラフトはこの点に関して、IASBがEDIにおいて当初の提案と異なるものとなっていることは注目に値することである。EDIにおける当初の提案は、自己使用の契約がビジネスモデルに沿ったものであり、企業が公正価値に基づいてこれらの契約を管理している場合は、企業に対してこれらの契約を公正価値測定することを要求するというものであった。しかし、いくつかの企業は、このEDの提案が有する潜在的な影響について、いくつかの懸念を表明した。したがって、IASBは、当初の提案を変更し、公正価値オプションの使用を拡大した。

開示および経過措置

開示

IAS第39号のヘッジ会計の要求事項を置き換えるプロジェクトの一環として、IASBは、IFRS第7号「金融商品：開示」の関連する開示要求についても変更し、現在要求されているものよりも多くの開示の要求事項を導入した。

新たなヘッジ会計の要求事項は、企業のリスク管理活動に関する情報を財務諸表の利用者に提供することに焦点を当てている。言い換えれば、ヘッジ手段(通常、デリバティブ)の目的および効果と、ヘッジ手段がどのようにリスク管理のために使用されているかに関する情報を提供することに焦点を当てている。開示は、企業がヘッジ会計の要求事項を適用している場合にのみ提供されるものであるということは注目に値する。

ヘッジ会計の目的を実効的なものとするため、新たな開示に関する要求事項は、以下の情報について提供する3つの目的を中心に構築されている。

- 企業のリスク管理戦略とそれがどのようにリスクを管理するために適用されているか
- 企業のヘッジ活動が、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性にどのように影響する可能性があるか
- ヘッジ会計が企業の財政状態計算書、包括利益計算書及び持分変動計算書に与えた影響

経過措置

最終化された場合、新たな要求事項は、限定的な例外はあるものの、将来に向かって適用される。

しかし、IAS第39号でオプションの本源的価値が指定されているすべてのヘッジ関係に関しては、オプションの時間的価値に関する会計処理の遡及適用が要求される。この遡及適用は、比較期間の期首時点またはそれ以後に存在するヘッジ関係に適用される。

IAS第39号で指定されたヘッジ手段が、先渡契約の直物要素であるヘッジ関係に対しては、遡及適用が認められる。審議会はまた、企業が、指定されていないフォワード・ポイントに関して遡及適用を選択する場合には、この種類のすべてのヘッジ関係に対して遡及適用しなければならないことも決定した(すなわち、経過措置はヘッジごとに利用可能なものではない)。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited